

春日井市土砂等の埋立て等に関する条例に規定する届出の手続きチェックリスト

1 特定事業の計画に係る届出（条例第8条、施行規則第6条）

○ 特定事業に着手する14日前までに届け出ること。

- 特定事業の計画に係る届出書（第6号様式、p.1 記入例参照）
- 特定事業区域及び特定事業に供する施設の位置を示す図面及び付近見取図
- 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
概ね1年以内に発行されたものであって、その後、変更のないものを添付すること。
- 土地使用同意書（第7号様式、p.8 記入例参照）
特定事業区域内に届出者以外に土地所有者が存在する場合には、当様式の土地使用同意書を添付すること。
- 特定事業区域の面積を実測した求積図及び求積表
該当する地番の土地全てが特定事業区域となる場合は省略可能。
- 特定事業区域の平面図及び施工前後の構造が確認できる断面図
- 特定事業に使用される土砂等の容量の計算書
- 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図
特定事業区域の周囲500m範囲内における運搬車両の搬入経路とすること。
- 土砂等発生元証明書（第5号様式、p.21 記入例参照）の写し
搬入する土砂等に「愛知県再生資源の適正な活用に関する要綱」に係る再生路盤材、建設汚泥改良土、再生路床材又はこれらと同等な産業廃棄物の再生品を使用する計画がある場合に添付すること。
なお、この要綱に該当し、販売事業者が愛知県へ届け出ている場合、「再生資源の適正な活用に関する届出（変更届出）」の写しを、この証明書に添付すること。
- 説明状況報告書（第10号様式、p.12 記入例参照）
近隣住民等への周知が終わっている場合には、同時に提出すること。

2 土砂等搬入届出（条例第13条、施行規則第10条）

○ 土砂等を搬入するまでに届け出ること。また、届出は同一の採取場所から搬入する土砂等の量が5,000m³に達すること等に、必要となります。

- 土砂等搬入届出書（第11号様式、p.15 記入例参照）
- 土砂等発生元証明書（第5号様式、p.18 記入例参照）又は土砂等譲渡証明書（第12号様式、p.23 記入例参照）の写し
- 土地の履歴調査報告書（第3号様式、p.25 記入例参照）
- 試料採取調書（第4号様式、p.27 記入例参照）
- 有害物質分析結果証明書
土砂等の埋立て等に関する条例施行規則別表第4に定める方法により調査した結果に基づくもの。
- 説明状況報告書（第10号様式、p.12 記入例参照）
近隣住民等への周知は土砂等の搬入前に実施しなければならないため、提出していない場合は、必ず周知を終了させ提出すること。

3 特定事業完了届出（条例第13条、施行規則第10条）

○ 特定事業が完了したときは、遅滞なく、特定事業の完了について届け出ること。

- 特定事業完了届出書（第15号様式、p.35 記入例参照）
- 土砂等管理台帳（第8号様式、p.37 記入例参照）の写し
- 完了した特定事業の現場写真並びに撮影地点及び撮影方向を示した位置図

○届出等の様式がダウンロード先 春日井市ホームページ「土砂等の埋立て等に関する条例における届出関係」

<https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/onlineservice/shinsei/shinsei/kankyoseisaku/1009681.html>